

2020年4月20日

学生・教職員の皆さんへ

理事長・学長 若林 真一

緊急事態宣言等に係る本学の対応について

政府から全国に発令された緊急事態宣言を受け、広島県から4月20日に緊急事態措置等が示されました。本学では、これまでもさまざまな対策等を講じてきたところですが、「人と人との接触を8割削減することを目標」として、大学に対し休業への協力要請がなされたこと等を踏まえ、さらなる感染拡大防止に努めることとし、次を基本に対応します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、ご理解とご協力をお願いします。

なお、これらの方針は、4月22日から5月6日までの間のものとしますが、状況に応じて変更する可能性があります。

また、この基本方針に関する事項のほか、授業開始に向けた対応その他の情報は、順次、本学ウェブサイト等を通じてお知らせします。

第1 基本的な対応方針

1 大学施設の利用禁止

大学の全ての施設は、原則として利用禁止とする。

2 学生の登校禁止

学生の登校は、原則として禁止する（4月21日から）。

3 教職員の勤務

教職員の勤務は、次の業務で大学において行う必要があるものを除き、原則として在宅勤務に移行する。

- ・学生に対し教育を実施するために必要な業務
- ・学生に対する修学等の支援のために必要な業務（奨学金、授業料減免、就職支援など）
- ・大学を維持運営するために必要な業務
- ・研究活動を継続するために必要な業務

第2 学生・教職員の行動

1 学生・教職員は、次のことを徹底するよう、あらためて要請します。

- 感染させない・感染しない行動をとること。
- 健康観察をすること。
- 感染が疑われる場合は、安易な行動をせず、医療機関等の指示に従うこと。

2 学生は、次の行動をとってください。

- 不要不急の外出を自粛すること。

県外の実家に待機等をしている場合も、まん延防止の観点から、移動は厳に避けるようにしてください（授業等で不利益にならないようにします）。

第3 授業の実施

5月11日から開始予定の2020年度前期授業は、原則としてオンライン授業で実施します（変更なし）。